

京都市消防局訓令乙第8号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程及び京都市消防局部長等専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

京都市消防局長 長谷川 純

京都市消防局事務分掌規程及び京都市消防局部長等専決規程の一部を改正する規程

(京都市消防局事務分掌規程の一部改正)

第1条 京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第3条救急課の項第4号中「及び指令課」を「, 指令課及び教養課」に改め, 同項中第14号を削り, 第15号を第14号とし, 第16号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条教養課の項中第11号を第13号とし, 第10号を第12号とし, 第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 救急教育訓練センターの運用に関する事。
- (11) 救急課との所掌事務についての協調に関する事。

(京都市消防局部長等専決規程の一部改正)

第2条 京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2安全救急部長の項中第3号を削り, 第4号を第3号とし, 第5号を第4号とし, 同表消防学校長の項中第9号を第10号とし, 第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ, 第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 救急教育訓練センターの運用に関する事。

附 則

この訓令は, 平成25年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)